

## 山武市インターンシップ実施要綱

平成30年2月23日

山武市告示第28号

### (目的)

第1条 この要綱は、山武市（以下「市」という。）において学生を受け入れて行う就業体験（以下「インターンシップ」という。）の実施について必要な事項を定め、もって学生の職業意識の向上及び市政に対する理解を深めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 インターンシップの実施（以下「実習」という。）の対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び高等学校（以下「教育機関等」という。）に在籍する者のうち、就職活動において山武市役所を志望し、かつ、インターンシップを積極的に行う意思を有する者として教育機関等が推薦する者とする。ただし、当該教育機関等の最終学年にある者を除く。

### (実習期間)

第3条 実習期間は、原則として3日間以上1週間（実働5日間）以内の期間とする。ただし、市と教育機関等との協議により、その期間を変更することができるものとする。

### (実施手続)

第4条 実習を希望する学生は、在籍する教育機関等に、山武市インターンシップ申込書（別記第1号様式）を提出して申請するものとする。

2 教育機関等は、前項に規定する申請があった場合は、必要事項を記入した当該書類を、学生が実習を希望する日の1か月前までに、市長に提出するものとする。

3 市は、前項に規定する書類の提出があった場合は、志望理由等により選考のうえ実習の受入れの可否及び受入先を決定し、山武市インターンシップ受入可否決定通知書（別記第2号様式）により、教育機関等に通知するものとする。

### (報酬等)

第5条 市は、実習が決定した学生（以下「実習生」という。）に対して、賃金、報酬、手当その他一切の金品を支給しない。ただし、市の用務により旅行する場合は、旅費を支給することができるものとする。

(実習生の身分)

第6条 実習生は、市職員（以下「職員」という。）としての身分を有しないものとする。

(実習に専念する義務)

第7条 実習生は、職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

(法令等を遵守する義務)

第8条 実習生は、実習期間中は、職員が遵守すべき法令等を遵守しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第9条 実習生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第10条 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

2 実習生は、実習の成果として、市の書類等を引用して作成した論文等を外部に発表しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得るものとする。

(実習中における事故責任等)

第11条 教育機関等及び実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び損害賠償保険に加入し、実習中及び実習先との往復途上における事故に関しては、教育機関等及び実習生の責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、教育機関等及び実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。

3 実習生が第三者（職員を含む。以下同じ。）に与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わない。

4 実習生が第三者に与えた損害により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、教育機関等及び実習生は、連帯して当該損害賠償により市が被った損害の補填をしなければならない。

(誓約書の提出)

第12条 実習生は、第7条から前条までの規定を遵守するために、市に対して誓約書（別記第3号様式）を実習前に提出しなければならない。

(実習の中止)

第13条 市は、実習生が第7条から前条までの規定に違反する行為を行った場合その他市の業務に支障が生じ、又はそのおそれがあると市長が認める場合は、実習生の実習を中止することができる。この場合、市は教育機関等にその旨を通知するものとする。

(実習の証明)

第14条 市は、教育機関等が、実習生の実習内容について証明を求めたときは、これを行うものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。